

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	259		
総務文教常任委員会記録				
日時	令和 7年12月12日 (金)	開会 閉会	午前 9時58分 午後 0時25分	会場 須崎市総合保健 福祉センター 2階 会議室1
出席者	委員長 大崎 宏明 委員 杉山 愛子 委員 佐々木 學 委員 土居 信一		副委員長 海地 雅弘 委員 松田 健 委員 山本 啓介	
市側出席者	副市長 (梅原健一郎) 総務課長 (松浦 すが) プロジェクト推進室次長 (有澤 聡明) 文化スポーツ・観光課長 (廣見 太志) 防災課長 (楠瀬 晃) 教育長 (竹内 新) 学校教育課長 (森光 和明) 子ども・子育て支援課長 (市川ゆかり)		会計管理者兼会計課長 (濱崎 守央) 企画情報課長 (堅田 典寿) 元気創造課長 (小川 智義) 人権交流センター所長 (松浦 永治) 税務課長 (青木 裕子) 教育次長 (西村 浩司) 生涯学習課長 (福本 博一)	
	【事務局】局長：久万 敏幸 次長 松本 佐和			
欠席者	なし		記録者	松本 佐和
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第106号 須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について			原案可決	
市議案第107号 須崎市学校給食費条例の制定について			原案可決	
市議案第108号 須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について			原案可決	
市議案第109号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について			原案可決	

市議案第110号 須崎市税条例の一部を改正する条例について

原案可決

市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）に
ついて《分割》

原案可決

市議案第114号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算
（第2号）について

原案可決

市議案第119号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の
変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に
ついて

原案可決

市議案第120号 高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産
処分について

原案可決

市議案第122号 工事請負契約の変更について

原案可決

市議案第123号 工事請負契約の変更について

原案可決

市議案第124号 工事請負契約の変更について

原案可決

市議案第127号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）に
ついて

原案可決

(2) 請願・陳情について

陳情第22号 須崎市議会のYouTube配信について

不採択

(3) その他

総務文教常任委員会記録《令和 7年12月12日》

○午前 9時58分 開議

~~~~~

○大崎委員長＝それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまより総務文教委員会を開議いたします。

なお、議事に入る前に議事の進行に当たりましては、挙手により、委員長の許可を得てから発言を行うようお願いいたします。

なお、円滑な進行のため、議事に関係ない質問は控えるようお願いいたします。反対の意見があるときは、必ず反対の意思表示と理由を述べるようお願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、総務文教委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第106号 須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○大崎委員長＝まず、市議案第106号須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝おはようございます。市議案第106号須崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書の1ページから10ページでございます。令和8年4月から、就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位などで柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度と言われますが、この事業が本格実施されることとなります。この事業に関する設備及び運営に関する基準を実施主体である各市町村において、条例で定めることとされていることから、須崎市においても、内閣府令に定める基準に従い、本議案の条例を制定するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。第1章の総則では、第1条で趣旨を、第2条で定義を、第3条でこの条例に定める基準、次の項及び次の条で最低基準を表しますが、その基準の目的を規定し、第4条では最低基準と乳児等通園支援事業者につい

て規定をいたします。

続きまして3ページ、第2章の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、第1節を通則といたしまして、第5条で乳児等通園支援事業者の一般原則を規定し、第6条では乳児等通園支援事業者は、非常災害に必要な設備の設置、避難や訓練を行うこと、4ページに移りまして、第7条では安全計画の策定等について規定をいたします。第8条ではこの事業を利用する乳幼児の移動のための自動車を運行する場合の所在の確認について規定をし、第9条では職員の一般的条件について、第10条では職員の知識及び技能の向上等について、第11条では他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準について規定をいたします。

続きまして5ページ、第12条では利用乳幼児を平等に取り扱う原則について、第13条では虐待等の防止について、第14条では衛生管理等について、第15条では食事の提供を行う場合に備える設備について規定をいたします。第16条では乳児等通園支援事業所内部の規程を、ページ変わりました6ページ、第17条では乳児等通園支援事業所に備える帳簿について規定し、第18条では秘密保持等について、第19条では苦情への対応について規定をいたします。

第2節では、乳児等通園支援事業の区分について記しています。事業の実施については、保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う余裕活用型と定員を別に設けて在園児と合同または専用室を設けて受入れを行う一般型とあり、第20条ではその実施区分を規定しています。

第3節では、第20条で規定をした一般型乳児等通園支援事業について、第21条ではその設備の基準を8ページまで規定し、ページ変わりました9ページ、第22条では職員の基準、第23条では乳児等通園支援の内容、第24条では保護者との連絡について規定をいたします。

次に、第4節では、第20条で規定をした余裕活用型乳児等通園支援事業につきまして、その設備及び職員の基準について第25条で規定し、ページ変わりました10ページ、第26条では、第23条及び第24条の規定は余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する旨の規定をいたします。

第3章の雑則では、第27条では電磁的記録について、第28条では委任について規定いたします。

なお、この条例は公布の日から施行することといたします。

以上、よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝おはようございます。

この制度が、条例が制定されるということで、市内で利用の想定をしたいんです

けれども、対象が6か月から3歳未満ということで、この須崎市内の対象年齢の子どものうち未就園児の数はどのくらいいるかということをお聞きします。

- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝9月末でちょっと数字を確認しておりましたので、それからもう一度計算をしました。未就園児につきましては38名となっております。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝この制度実施に関しては、余裕活用型でやるという理解で、実際の想定されるやり方を教えていただけますでしょうか。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝須崎市におきましては、余裕活用型の事業を取っていきたいと思っております。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝具体的にはどの園でとか、全部の保育園でやるのかとか。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝今、1園でできないかというふうに協議をしております。須崎保育園でできないかということで、今、ちょっと協議を始めております。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝須崎保育園でということで、対象年齢からしても0歳、1歳、2歳児クラスということになりますけれども、そのクラスの空いている定員の範囲内で利用ができるということになると思いますけれども、今、どのくらい空きというのがあるのでしょうか。各クラスごとに分かれば教えてください。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝今、利用定員としては0歳、1歳、2歳で44名で内訳を作っております。現在の子どもの数ですが、0歳、1歳、2歳合わせまして今現在、42名になっております。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝いろいろと詳しく聞きたいのは、実際、想定される保育の現場がどういうふうになるかなというのを聞きたくて、詳しく聞かせてもらってるんですけど、確認したいんですが、0、1、2歳クラスは、須崎保育園は同じ部屋ですか。
- 大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。
- 市川子ども・子育て支援課長＝今、クラスは分かれています。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝それぞれ分かれているということで、そしたら、44名の定員のうち42名、今、児童がいるということで、園児がいるということで、2名空きがあるということになるかと思っておりますけれども、それが0歳なのか、1歳なのか、2

歳なのかというところもお聞きしたいところで、それは年度によっては変わってはいくと思うので、例えば0歳児のクラスに1名空きがありますとかっていうときに、保育士さんの配置基準って、0歳だったら保育士1人に3名ということになるかと思えますけれども、どういう想定したらいいのかな。0、1、2歳クラスというのは非常に低年齢で事故の心配もされる年齢であって、こども誰でも通園制度の制度上、ふだんの生活を知らない子どもさんをお預かりするっていうことで、保育所での事故が預け初めが多いっていうことも言われてまして、人見知りの時期でもあるということとか、須崎保育園は浸水の予想される地域でもあるので、災害時にはもう避難も、すごくスピードを持った避難も必要であるっていうことで、本当に子どもさんの安全をこの制度で守れるのかっていうところを一番不安に思っているところです。

国会なんかでも、そういった懸念が随分指摘をされていましたが、まだまだ、聞きたいこといっぱいあるんですが、一時預かりの事業なんかではすごく事前の面談というのを丁寧に行って、お預かりをしてると思うんですけども、事前面談なんかはどの程度行った上で預かるようになるのか、お聞きします。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝このこども誰でも通園制度ですが、利用の方法につきましては、まず、利用者による申請をいただきます。その後、市町村による認定をしまして、その後、事業所と事前面談をするようになります。そこで、面談をしていただきまして、その後、施設の利用というふうになります。

○大崎委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝そしたら、面談ないまま、よく全国的には何かアプリで空きがあれば、県外の人でも利用できるみたいなことも、それは大丈夫かみたいな指摘もあつてますけど、そういうことはないっていうことは分かったかなと今思うんですけども、人見知りも多い時期で、急に預けたときに、すごく人見知りで泣いたりとかっていう場合に、保育士さんがこども誰でも通園制度でお預かりするお子さんをやっぱり気にかけるっていうようなことが想像できますけれども、そういう場合に今の保育士の配置っていうのは、日本の配置基準っていうのは世界的に見ても非常に低い基準になっている中で、さらにこども誰でも通園制度で来られたお子さんへのちょっと比重というかが大きくなるかなと思うんですが、そんな中で保育士さんたち、対応されるということになるので、加配なんかは考えておられるのか、お聞きします。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝この制度に関しての加配っていうのは考えておりません。来年度でちょっと説明させていただきましたら、先ほど言いました利用定員の内訳、0歳から2歳までは44名の利用定員になりますが、その中で、今、来年

度末までに申込みがあっているのが31名となっておりますので、保育士を配置した中で、この31名を含めて対応ができると考えております。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時17分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山委員＝ちょっと細かい質問となって、条例制定の審査と少しずれる部分があったということで御指摘ありがとうございました。

確認を1つさせていただく質問をしたいと思いますが、このこども誰でも通園制度の条例制定に当たって、いろいろなところから心配の声が出ているのは事実だと思うんですけども、それはどういう心配かという、本当に子どもの安全を守れるのかという部分だと思います。そういう意味では、こういった制度、条例制定に向けて、子どもの安全を守るということに対して、どんな施策が取れるか、市としてはという観点やったら構いませんか、聞いても。

○大崎委員長＝どなた。

○杉山委員＝子ども・子育て支援課長に。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝この条例の中に、第7条ですが、利用乳幼児の安全の確保を図るために、安全計画を策定ということで規定をしております。

また、第8条においては、自動車を使って移動する場合も利用乳幼児の所在を確認をするようにというふうに規定をしております。このような形で、利用される乳幼児の方については、安全を確保するように努めていきたいと思っております。

○大崎委員長＝ほかの委員の皆さん、御意見ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝そしたら、ほかにないようですので、暫時の間、休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

御意見ありませんか。

杉山委員。

○杉山委員＝私たち日本共産党としましては、この制度、非常に心配をしています。今

の須崎市の保育状況、非常に保育士不足もございまして、今年も募集しても応募がなかったというようなことで、特に低年齢の希望者、申請に対して、保育の保留というようなことも出ている、そういうような中ですので、新たな取り組みを開始するという、これは国の方向性ですので、その国の方向性自体に対するものでもあるんですけども、このこども誰でも通園制度の趣旨というのはすごく非常に意義は重要だとは思っているんですけども、ちょっと子どもの育ちのためといっちはいるけれども、子どもにも負担が大きいのではないかと、また、優先すべきは保育士さんの処遇改善だったり、配置基準の抜本的見直しで、このこども誰でも通園制度が安全に実施できるような土台をつくるっていうことのほうが優先されるという思いがあります。国の方向性自体に反対をするものですので、条例制定にも反対いたします。

○大崎委員長＝分かりました。

御異議がありましたので、この議案を挙手による採決といたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第107号 須崎市学校給食費条例の制定について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第107号須崎市学校給食費条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝おはようございます。市議案第107号須崎市学校給食費条例の制定についてにつきまして御説明いたします。

議案書11ページ、12ページでございます。本議案は、令和8年度から学校給食センターの運用を開始することに伴い、現在、各学校が実施している学校給食に係る学校給食費等の徴収等を直接市が行うことで、各学校への負担軽減、事務の効率化、標準化を図り、公会計化を進めるに当たり、必要な事項を定めるために本条例を制定しようとするものでございます。

第1条で趣旨を、第2条ではこの条例における用語の意義を、第3条では学校給食を実施する学校についてを規定しております。第4条では学校給食費又は教職員等給食費の徴収等に関する事として、徴収対象者を保護者及び教職員等と定め、

また、学校給食費等の額や納付の日については、規則で定めることを規定しております。第5条では学校給食費等の減額又は免除について、第6条では委任事項を定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第108号 須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第108号須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第108号須崎市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例についてにつきまして御説明いたします。

議案書13ページ、14ページでございます。本議案は、須崎市小中学校統合計画に基づき、令和8年度から南中学校、浦ノ内中学校及び上分中学校が朝ヶ丘中学校へ統合されることに伴い、条例を改正するもので、中学校の名称及び位置を規定している条例第2条の別表第2の南中学校の項、浦ノ内中学校の項及び上分中学校の項を削り整理するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝一般質問のほうでも聞かせていただいたんですけども、学校設置条例から削除するというので、地域への意向確認というのができてないと思うんですけども、これまで質問をしてまいりまして、教育長の御答弁なんかでも、統合するという事は2つの学校が1つになるというか、合わさるということなので、その時点で廃校を理解してもらっているという認識ですというお答えだったんですけども、その統合自体に保護者の過半数が反対をしているという地域もありました。そういった地域にも、この条例から削除しますよというような説明もなく、この条例改正に至るといところで、やっぱりきちんと説明して合意をいただいた上での条例改正が望ましいと思うんですけども、改めまして、地域への説明や意向確認はされないのでしょうか。教育長にお聞きします。

○大崎委員長＝教育長。

○竹内教育長＝お答え申し上げます。一般質問でも申し上げましたけれども、統合の計画を説明したとき、それから、最近でもスクールバスの運行の計画を説明させていただいたとき、そういったとき、そういった場で地域の皆様にある程度集まっていたかと思っています。

その場でいろんなお気持ちはあるのでしょうけれども、学校統合、子どもも減ってきている中で、一定、仕方がない部分はあるのではないかと、そういった気持ちも含めて御理解をいただいているものと考えております。

杉山委員、アンケートというようなお話もこれまでもおっしゃっていたかと思えます。今、私、子どもが減って仕方がない部分もあるというような言い方をさせていただきました。なので、もちろん気持ちとしてはないよりもあったほうが良いというお気持ちは、それを否定するものではありません。ただ、私どもは、ここまで減ってしまっただけでは致し方がないという理性的な御判断をいただきたい。その上で説明会等でそういった気持ちを、お一人おひとりが整理していただいた上での落ち着いたやり取りになっていたんだらうと、そのように考えておりますので、答弁としても御理解いただいていたのではないかと、そのように考えている次第でございます。

○大崎委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝どうしても市民の中に休校ということと廃校にするということの違いと、この意識しておられる方っていうのは、そんなに多くはないと思いますので、そういった部分の丁寧な説明があれば、あつてからのこの改正ということにさせていただきたかったんですけども、この統合がまだですね。来年の4月なので、まだ統合前の段階で、この条例改正をする、急いでいるのかなというふうに思うんですが、何か急いでいる理由がもしあれば、最後、もう一つお聞きしたいです。

○大崎委員長＝教育長。

○竹内教育長＝杉山委員がおっしゃるように、統合のタイミングというのは4月1日とか3月末とか、そういうタイミングでしよう。何で今なんですかって、そうい

うことだと理解します。

今、こういう条例の改正案を出させていただいて、これで終わりではなくて、県あるいは国、いろんなところに市として、この学校をなくすということで意思決定をしたんですよという事実をつくって、県あるいは国に対して、こういうことだからという御説明は、書類を出していかないといけないものですから、どうしてもこのタイミングになってしまう、そういうものでございます。

○大崎委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝聞きたいことは、条例改正しない場合、休校になって、休校で特に不都合があるのならば急ぐべきだと思うんですけど、例えば地域によっては早く閉校した校舎を活用したいということで、その手続が急がれるという地域があるのも、市内にはあると思うんですけども、そうでない学校は、数年、休校ということでも何か差し障りがあるのか、その辺りの、急ぐのかということをお聞きしたい。

○大崎委員長＝教育長。

○竹内教育長＝個別具体的な話は全然違った状態かとは思いますが。上分中学校のことで申し上げますと、学校の敷地も同じようで、建物なんかでどこが中学校部分、どこが小学校部分というような状態になっております。

中学校を休校でとどめてしまった場合、中学校休校ですから、勝手に入れないとか、そういう、中学校で使ってないんだけど、誰かが、誰かっていうのは小学生だったりもするんですけど、出入りするのはどうなんだとか、そういう変な話になってしまう部分もちょっと出てくるおそれもあります。そこまで厳密に、おっしゃってるケースを、そういうふうにはしようと思っていないので、そういう厳密にシミュレーションして、そう言ってるわけではないですけども、書類上、そういう変なことになってしまうのは避けたいなと思っております。例えばの話で申しあげました。

○大崎委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝意見としましては、やっぱり地域によっては、地域の中には休校措置を取ってもらって、復校を望んでいる方がいるのもまた事実でありまして、そういうお声をお聞きしている以上、この条例改正には反対をさせていただきたいと思えます。

○大崎委員長＝分かりました。

ほかに御意見ありませんか。御意見、質疑はありませんか。

ないようですので、採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

市議案第109号 須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第109号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務課長。

○松浦総務課長＝市議案第109号須崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書15ページから17ページでございます。本議案は、令和8年1月から運用が開始されます基幹業務システムの標準化において実装される住登外者宛名番号管理機能を用いる住登外者宛名番号を付番・管理する事務が個人番号の独自利用事務に該当するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、議案書16ページ、17ページでございます。まず、別表第1を記載のとおり改め、個人番号を利用することができる独自利用事務に表中2及び5を追加し、住登外者宛名番号を付番・管理する事務を加えることといたしております。

次に、別表第2では、それぞれの事務を処理するために、特定個人情報を利用することができる情報を規定いたしておりますが、住登外者の情報の管理に関する情報を追加する改正を行っております。

次に、別表3においても同様に、住登外者の情報の管理に関する情報を庁内連携においても利用できるよう、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年1月1日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝質問ではない、意見ですが……。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時38分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山委員＝この条例改正案に反対の立場で意見をします。

私たち日本共産党は、マイナンバー制度全般に反対をしております。本条例改正もマイナンバーの利用範囲の拡大ということになりますので、反対をいたします。

○大崎委員長＝御異議がありますので、ほかに委員の皆さん、意見はありませんか。

質疑等はありませんか。

松田委員。

○松田委員＝賛成の立場なんですけれども、総務課長、このマイナンバーを実際に既出のカードで今、病院等で利用しゅう、今、8割ぐらい申請者が出ちゅうと思うやけど、そのカード申請せずに、そのまま配布された個人番号の仮カードみたいなのを配付されちゅう方についても、同じ、同様の対応をされてるということで理解しとってええでしょうか。

○大崎委員長＝総務課長。

○松浦総務課長＝今回のこの条例改正に関しましては、住登外者というところで、今、松田委員がおっしゃってるのが、須崎市に住民票を置く方になるので、今回の改正とはちょっとまた違うのかなと思います。今回はこの住登外者で住民票がない、例えばDVで住民票は市外にあるんだけど、須崎市で生活されている方、須崎市でサービスを受ける方であるとか、あと、須崎市に固定資産を持っているんだけど住民票は市外にある方、そういう方を住登外者という取扱いをさせていただいて、今回、1月1日からこのシステムのほうを標準化することに伴って、この改正が必要になってきます。そのカードの利用に関しては、この条例、この改正とはまたちょっと違うところにはなるとは思いますが。

○大崎委員長＝松田委員。

○松田委員＝住登外者の言葉の理解をしましたので。

○大崎委員長＝ほかに質疑等ありませんか。

御異議がありますので、挙手による採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

市議案第110号 須崎市税条例の一部を改正する条例について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第110号須崎市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務課長。

○青木税務課長＝おはようございます。市議案第110号須崎市税条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

議案書18ページから22ページまででございます。この議案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日施行分につきましては、専決処分をし、本年6月議会におきまして御承認をいただきましたが、令和8年1月1日以降に施行されるものにつきまして、今回、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては、公示送達の方法、大学生年代の子等に関する特別控除の創設、加熱式たばこの課税方法の見直しなど、法改正に合わせての規定の整理、規定の明確化や字句について、所要の整理を行うものです。

それでは、条を追って説明いたします。

議案書19ページを御覧ください。第18条の改正は、公示送達につきまして、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴い、規定等の整理を行うものです。第18条の3の改正は、納税証明事項につきまして、前述の第18条の改正に伴い、字句の整理を行うものです。第34条の2の改正は、所得控除につきまして、法改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、所得控除の項目に当該控除を追加するものです。第36条の2の改正は、市民税の申告につきまして、法改正により特定親族特別控除が創設されたことに伴い、所得が公的年金等のみである者の市民税の申告要件に係る規定の整理をするものです。第36条の3の2の改正は、個人の住民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきまして、法改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、記載事項に「又は特定親族」を加えるものです。第36条の3の3の改正は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきまして、法改正により、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、提出要件等、規定の整理をするものです。

議案書19ページ、下から5行目から20ページ、29行目までの附則第16条の2の2の改正は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例につきまして、

法改正に伴い規定が新設されたものです。

議案書20ページ、下から6行目から22ページまでの附則といたしまして、第1条で、施行期日をそれぞれ令和8年1月1日、令和8年4月1日のほか、地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日と規定し、第2条では公示送達に関する経過措置を、第3条では市民税に関する経過措置を、第4条では市たばこ税に関する経過措置を規定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第113号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について、順次説明をお願いします。

総務課長。

○松浦総務課長＝議案書27ページ、市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）について、総務課所管分を御説明させていただきます。

別冊補正予算書の16ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費の人事管理研修費更正44万円につきましては、人事給与システム改修のための委託料の更正でございます。次に、その下、施設等整備基金積立金更正310万8,000円につきましては、利率の改正に伴う更正を行っております。

続きまして、ちょっと順番が前後してしまいました。第5目財産管理費、市有財産管理費更正340万8,000円につきましては、庁舎電気料や水道料などの不足分を計上いたしております。重ねてになりましたが、施設等整備基金積立金310万8,000円につきましては、預金利子利率変更分の増額更正となっております。

17ページ、第9目諸費、国庫返還金更正3,621万4,000円は、主に令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金などの清算等に伴う返還金となっております。

次に、第10目財政対策費、減債基金積立金257万8,000円及び財政調整基金積立金619万7,000円の補正につきましては、預金利子利率変更分の増額更正でございます。

次に、27ページをお願いいたします。第13款諸支出金でございますが、巡航船事業特別会計繰出金に160万円、下水道事業会計繰出金に184万1,000円の補正となっております。

7ページに戻っていただきまして、第4表地方債補正でございますが、災害復旧事業の限度額を4,020万円に、緊急防災・減災事業の限度額を1億9,470万円に、過疎対策事業の限度額を46億6,310万円とし、起債総額で1億9,530万円増額の50億8,540万円に限度額を変更しようとするものでございます。以上でございます。

○大崎委員長＝元気創造課長。

○小川元気創造課長＝市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、元気創造課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の16ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費のうち、ニホンカワウソ保護基金積立金1,000円とふるさとづくり基金積立金2,000円の増額更正につきましては、積立金に対する利率が改定されたことによるものとなっております。

次に、1つ飛ばしまして、4番目のすさきがすきさ応援事業費4億268万4,000円の増額更正につきましては、当初の寄附見込額30億2,000万円を37億円に増額することに伴い、必要経費を計上したものであります。

なお、必要経費の内訳といたしましては、まず、増額となったものは郵送料972万円、各受付サイトの利用料1億4,272万4,000円、商品企画委託料9,964万4,000円、返礼品の発送委託料1億5,304万4,000円、受付サイトへの委託料1,232万2,000円、ワンストップ特例申請書受付業務委託料247万5,000円となっております。

一方、決済手数料につきましては、当初の見込額に誤りがあったことなどから、1,724万5,000円の減額となっております。

続きまして、すさきがすきさ応援基金積立金につきましては、増額する寄附金額からふるさと納税事業に係る必要経費を差し引いたものに、利子収入を加えた3億1,896万3,000円の増額を見込んでおります。

続きまして、すさきがすきさ災害支援事業費50万円の増額につきましては、令和7年2月に発生いたしました岩手県大船渡市における大規模火災に関し、大船渡

市に代わり代理寄附を行ったものについて、その必要額を計上するものでございます。

続きまして、移住者向けお試し滞在施設運営費6万6,000円の増額更正につきましては、利用者の増加に伴い、電気料等について増額するものでございます。

次に、6ページに戻りまして、第3表債務負担行為補正でございます。ふるさと納税返礼品配送業務委託に関し、配送業者の一本化を行い、ふるさと納税における経費を削減しようとするものであり、年度開始前に契約が必要になることから、限度額を2億円とし、決済日から令和8年度まで債務負担をしようとするものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

〔「議決」と呼ぶ者あり〕

○小川元気創造課長＝議決日から令和8年度まで債務負担をしようとするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝文化スポーツ・観光課長。

○廣見文化スポーツ・観光課長＝市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第7号）についてのうち、文化スポーツ・観光課所管分について御説明申し上げます。

別冊補正予算書16ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費でございます。説明欄を御覧ください。上から3項目めのSAT構想推進事業基金積立金更正1万3,000円につきましては、積立基金の利率改定による利息分の増額更正でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費でございます。説明欄を御覧ください。海洋スポーツパーク構想推進事業基金積立金更正20万5,000円につきましては、積立基金の利率改定による利息分の増額更正でございます。

続きまして、6ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正を御覧ください。第10款教育費第5項保健体育費、スポーツセンター整備事業費6,500万円につきましては、令和7年9月定例会において議決いただきましたスポーツセンター駐車場整備に係る工事費でございます。令和7年11月12日の入札会を経て、11月20日から工事着手となっておりますが、以前、御説明申し上げましたとおり、年度内での完成には至らず、令和8年7月までの工期となりますことから、予算額全額の繰越しの御承認をお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。

○有澤プロジェクト推進室次長＝市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予

算（第7号）について、プロジェクト推進室所管分を御説明いたします。

別冊補正予算書の17ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第6目企画費の観光クラスター整備事業費更正につきましては、シンボルロードへの大型バス駐車場整備に係る補正でございます。川端スーパーの鑑定額395万円を公有財産購入費として、また、購入に当たり裁判所に予納いたします清算人費用33万円を補償補てん及び賠償金に、隣接する土地の鑑定費17万7,000円を委託料に計上しております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝続きまして、企画情報課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書の17ページをお願いいたします。第2款総務費第1項総務管理費第7目情報管理費でございます。説明欄を御覧ください。情報管理費更正82万3,000円につきましては、給食センターの整備に際しまして、職員が使用する庁内ネットワーク機器の整備に伴う費用となっております。内訳につきましては、回線接続費、ネットワーク整備委託料、給食センター配線工事費となっております。

以上となります。よろしくお願ひします。

○大崎委員長＝防災課長。

○楠瀬防災課長＝続きまして、防災課所管分となります。

別冊補正予算書17ページをお願いします。第2款総務費第1項総務管理費第12目防災対策費687万6,000円の補正について御説明いたします。

初めに、防災行政無線維持管理費の498万6,000円は、全国瞬時警報システム、Jアラートの受信機更新業務委託料の更正でございます。

次に、自主防災組織活動支援事業費の100万円は、10組織分の補助金を更正するものでございます。

次のページに移りまして、地域防災体制整備支援事業費の89万円の更正について、桐間地区における津波の逃げ遅れ対策としまして、今年9月に開業しましたHOTEL AZの津波避難ビルとしての活用に係る構造調査委託料の更正でございます。

次に、23ページに移りまして、第9款消防費第1項消防費第1日常備消防費の340万円は、高幡消防組合負担金の更正でございます。

次に、第2目非常備消防費の1億4,500万円は、南分団屯所空調設置工事費に40万円、吾桑分団屯所新築工事費に1億4,460万円を更正するもので、今年8月に設計業務を委託いたしました吾桑分団屯所建築に係る工事請負費を増額するものでございます。

参考資料としまして、お手元にお配りしております位置図及び配置図、平面図、

立面図を御参照ください。

なお、委員会終了後には、事務局からもありましたとおり、資料のほうは回収させていただきますので、御了承ください。

次に、6ページに戻りまして、第2表繰越明許費補正の追加でございますが、第9款消防費第1項消防費の消防屯所建設事業費1億4,460万円を繰り越すものでございます。

説明、以上となります。

○大崎委員長＝まだ説明中ですが、この際、10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○青木税務課長＝市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、税務課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の18ページを御覧ください。第2款総務費第2項徴税費第2目賦課徴収費第11節役務費、賦課徴収費更正30万円につきましては、コンビニ収納手数料で不足が見込まれることから、増額更正するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第113号令和7年度須崎市一般会計補正予算(第7号)についてのうち、学校教育課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の23ページからでございます。まず、24ページの第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費6万2,000円は、説明欄の学校等空調設備整備促進事業基金積立金は、利率変更による更正で5万1,000円、学校統合事業費更正1万1,000円については、需用費20万2,000円は、学校統合に係る交流事業の昼食代が不要となったことによる食料費の減額、委託料15万9,000円は、令和7年10月に委託契約をした中学校統合に伴う閉校記念誌作成事業委託業務について、制作を進めていく中で記念誌に令和8年3月22日、28日に実施予定の閉校式典等に関することを含め、印刷、製本することによる契約変更により増額、また、使用料及び賃借料5万4,000円は、学校統合に係る交流事業の部活動移動支援に係るタクシー借り上げ料として増額するものでございます。

次に、第2項小学校費第1目学校管理費2,144万7,000円は、需用費1,000万円は防災対策用消耗品費として、飛散防止用蛍光灯の購入費12万2,000円、不足となる電気料705万円、そして、各小学校の各所修繕に要する経費

282万8,000円でございます。工事請負費507万2,000円は、小学校営繕工事費として、須崎小学校前への防犯カメラ設置工事120万円、駐輪場整備工事費として、中学校統合に伴う浦ノ内地区から朝ヶ丘中学校へのスクールバスの停留所として、浦ノ内小学校前として、その周辺の生徒用の駐輪場として整備するための工事費387万2,000円です。管理用備品購入費637万5,000円は各小学校プールの安全対策として、安全な水深を確保するために、プールフロアの購入費用です。各学校のプール1レーン分を敷き詰めます。このプールフロアは全国的に必要性が見込まれ、品薄が予想されることから、次年度6月から始まるプール授業に間に合わせるために、年度内から購入するものでございます。

次に、第2目教育振興費で90万円は、備品購入費として、子どもたちが読書をするために活用してほしいという趣旨の寄附を財源とする図書の購入費90万円でございます。

以上、小学校費の合計2,234万7,000円でございます。

次に、第3項中学校費第1目学校管理費1,350万円は、需用費327万2,000円は、防災対策用消耗品費として、飛散防止用蛍光灯の購入費12万2,000円、不足となる電気料280万円、水道料35万円です。委託料200万円の減額は、浦ノ内地区及び南地区から朝ヶ丘中学校へのスクールバス運行委託料の決算見込みによるものでございます。工事請負費992万9,000円は、中学校統合に伴う上分地区から朝ヶ丘中学校へのスクールバスの停留所3か所、横川、首永、遅越の駐輪場等整備工事費でございます。管理用備品購入費229万9,000円は、中学校のプールの安全対策として、小学校同様に購入するものでございます。

第2目教育振興費90万円は、備品購入費として子どもたちが読書をするために活用してほしいという趣旨の御寄附を財源とする図書の購入費です。以上、中学校費の合計1,440万円の補正でございます。

次に、第5項保健体育費第2目学校給食費344万2,000円の補正です。説明欄を御覧ください。給食センター運営事業費174万円は、給食センターが3月に完成し、引渡しを受けてからの年度内の維持管理に関する経費や4月からの稼働に向けた準備作業期間の試験運転の食材費などでございます。需用費268万円のうち燃料費は1,000円、電気料82万円、水道料1,000円、給食材料費85万8,000円の168万円です。役務費1万9,000円は、電話料、回線接続費です。その他は警備委託料として4万1,000円です。

次の学校給食運営事業費更正170万2,000円は、現在の学校給食に係る経費で、消耗品費100万円は来年度、給食センターから給食を受け入れる5校、多ノ郷小学校、須崎小学校、新荘小学校、朝ヶ丘中学校、須崎中学校の消耗品費、厨房機器点検業務委託料29万7,000円は、自校方式で残る浦ノ内小学校、吾桑小学校、上分小学校の厨房機器の点検を委託するものでございます。上分小学校調

理室トイレ改修工事費は、洋式化などを含めた改修工事でございます。

次に、6ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正の追加です。第10款教育費第1項教育総務費、学校統合事業費675万9,000円は、中学校統合に伴う閉校記念誌作成事業委託業務において、先ほど御説明したとおり、令和8年3月に実施する閉校式典等に関することも含め、印刷、製本をすることになったので、次年度に繰り越す必要が生じたことから、追加をお願いするものでございます。

次に、第3表債務負担行為補正の追加です。5段目の海外短期留学事業は、本年度から始まった中学生を対象とした、海外、オーストラリアへの短期留学を来年度も実施したいと考えておりまして、実施は夏休み期間中で、参加人数は10人と考えておりまして、その事業実施に向けて委託の調整が必要となりますので、1,357万3,000円を限度額とするものです。

次に、ICT支援員業務委託は、学校におけるICTの活用支援のため、専門的
事業所に支援をお願いするため、委託の調整が必要となりますので、390万8,000円を限度額とするものでございます。小学校授業支援ソフトライセンス使用料及び2段下の中学校授業支援ソフトライセンス使用料は、タブレットで学習するロイロノートというソフト使用料のため、新年度に向けて委託の調整が必要となりますので、それぞれ78万7,000円、42万4,000円を限度額とするものです。1段戻りまして、小学校学習支援ソフトライセンス使用料及び2段下の中学校学習支援ソフトライセンス使用料は、同じくタブレットで学習するミライシードというソフト使用のため、来年度に向けて委託の調整が必要となりますので、それぞれ217万8,000円、117万7,000円を限度額とするものです。期間は、いずれも議決日から令和8年度までとして債務負担行為をしようとするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝生涯学習課長。

○福本生涯学習課長＝続きまして、令和7年度12月補正予算書のうち、生涯学習課所管分につきまして、25ページを御覧ください。

第10款教育費第4項社会教育費第2目公民館費としまして、公民館費更正163万8,000円につきましては、公民館の電気料の不足分として104万4,000円、また、修繕料の18万2,000円は須崎市立交流ひろばのエレベーターの点検結果によりまして、消耗品等の交換が必要となり、その費用となります。

次に、須崎公民館夜間・休日受付業務委託料41万2,000円につきましては、須崎市立交流ひろばを夜間や休日に利用する際に、シルバー人材センターにより鍵の開け閉め等、施設の管理を委託しておりまして、今年度の施設の利用が増えておりますことから、その増えた分の委託料としての増額分となります。

続きまして、地域自主組織運営事業費更正205万9,000円は、各地区の自

主組織におきます人件費としての給料や手当の増額、これに伴う保険料も含めた額の要求となりまして、26ページには、自主組織ごとの要求額は説明欄のとおりとなります。

引き続き、26ページです。第4目図書館費につきましては、第10節需用費を説明欄のとおり、図書館の電気料の不足分として15万6,000円を計上しています。

以上、よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝子ども・子育て支援課長。

○市川子ども・子育て支援課長＝続きまして、子ども・子育て支援課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書、20ページになります。第3款民生費第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費289万3,000円の増額でございます。まず、児童福祉総務費更正20万円でございます。株式会社須崎青果様からの御寄附をいただいております。市内各保育園へ本の購入を計画しております。

次に、子育て医療応援事業費更正194万6,000円でございます。扶助費支払いの見込みを算出し、結果、当初予算額からの差引き額を計上、医療費審査手数料につきましても、支払い見込みを算出し、当初予算額からの差引き額を計上いたしております。

続きまして、母子生活支援施設保護事業費の更正68万6,000円でございます。母子生活支援施設入所委託料の支払い見込みを算出し、当初予算額からの差引きを計上しております。

続きまして、安心子育て応援事業費更正6万1,000円でございます。国の補助金を活用して、子育て支援センターはっぴいぽけっと内にパーティションを設置するために係る経費を計上しております。

続きまして、第2目児童措置費3,049万9,000円の減額でございます。保育所等施設型給付費更正106万6,000円でございます。広域入所3園に対して、扶助費の支払いの見込みを算出し、その結果、当初予算額からの差引き額を計上いたしております。

次に、保育協会補助金更正の減3,156万5,000円につきましては、補助金の支払い見込みを算出し、当初予算額からの差引き額を計上いたしております。内訳としましては、須崎市保育協会の運営費が655万8,000円の増額でございます。保育園運営費としましては3,812万3,000円の減額となっております。

次に、第3目保育園費補正額の871万円の減額でございます。安和保育園管理運営委託料更正減533万5,000円につきましては、主に人件費、給食費の減額によるものでございます。吾桑保育園管理運営委託料更正減337万5,000

円につきましても、人件費、給食費の減額によるものでございます。

次に、ページ飛びまして、25ページ、第10款教育費第4項社会教育費第1目社会教育総務費、放課後児童クラブ推進事業費159万9,000円の増額でございます。しんじょう、あさがお、かわうそ、なないろ、ひまわりの児童クラブはヘルメット、センサーライト、防犯カメラ購入のための経費を、あそう児童クラブはヘルメット、センサーライト、パーティション購入のための経費を計上するものでございます。この予算で購入するセンサーライト、防犯カメラ、パーティションは安心子育て応援事業と同様、国の補助金を活用するものでございます。

それでは、予算書手前に戻りまして、6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正分でございます。令和8年度の上分保育園の通園バス運行业務委託につきまして、年度開始前に契約が必要なことから債務負担をしようとするものでございます。限度額は650万7,000円、期間は議決日から令和8年度までとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝以上で説明は終わりました。

総務課長。

○松浦総務課長＝1つ、説明の追加をお願いします。

別冊補正予算書7ページ、第4表地方債補正でございますが、一番下の項目、緊急自然災害防止対策事業につきまして、限度額を1億4,610万円と変更することといたしております。以上でございます。

○大崎委員長＝以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

杉山委員。

○杉山委員＝学校教育課長にお聞きします。給食センター運営事業費についてですけれども、給食センターの試験運用のための給食材料費など入っておりますけれども、試験調理は何回行いますでしょうか。また、あわせまして、それと同時に配送も、全学校への配送はこれに含まれているのかお聞きします。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝まず、回数につきましては、今、委託業者と調整中ということで、回数についてははっきりなことは今決まっております。当然、試験運転ということになりますので、配送までの訓練はするかなと思っております。以上です。

○大崎委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝引き続きまして、プロジェクト推進室次長にお聞きします。

観光クラスター整備事業費についてですけれども、大型バスの駐車場整備ということで購入をするということなんですけれども、建物を壊すことになると思いますけれども、解体料はどの程度と見込まれてますでしょうか。

- 大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。
- 有澤プロジェクト推進室次長＝今回、不動産鑑定士の方に試算いただいた金額では、2,162万円という試算をいただいておりますけども、あくまで鑑定士の試算でございまして、実際の設計金額とは乖離はあるかとは思いますが。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝解体には非常に多額を要することになるとは思いますけれども、2点聞きたいんですが、この12月定例会の補正予算で計上するほど急いでいるのかということと解体もしないと駐車場整備できないけれども、その解体費について一緒に計上しないのはどうしてかなというところを聞かせてください。
- 大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。
- 有澤プロジェクト推進室次長＝今回の12月補正で補正予算提出しております中には、この川端スーパーの隣地でございます土地の鑑定も計上しております。あの土地一体的に市のほうで購入をしながら、今後、解体、まずは購入の交渉と契約、それから、その後、実際の解体と土地の利用についての設計、その後、工事等、順次進めていく考えではございますけども、現時点ではひとまず今の段階の必要な予算を計上させていただいたということです。
- 大崎委員長＝杉山委員。
- 杉山委員＝来年の当初予算とかに上げるというのでは遅いんでしょうか。
- 大崎委員長＝プロジェクト推進室次長。
- 有澤プロジェクト推進室次長＝海のまちプロジェクトのほうでは、スピード感を持って進めたいというふうに考えておりますことと、今現在、現に中心市街地に大型バスが来た場合に、専用の駐車場がないという状況もございますので、当初予算を待たずに順次進めていく考えで計上をさせていただきました。
- 大崎委員長＝ほかの委員の皆さん、質疑はありますか。
杉山委員。
- 杉山委員＝私、これ、この観光クラスター整備事業費反対なんですけれども、多額の費用がかかるので、大型観光バスが年間どのぐらい来ているのか、今、急いで整備する必要があるのかといったところで、市民の理解の部分なんですけれども、まだ、海のまちプロジェクト、先月、説明会を開いてくださったことは本当によかったと思います。何人か来てくださって、事業に対する理解が深まっていったのではないかなと思うところですが、ああいった説明会を、今回、参加者も少なかつたりもしたんですが、中には行かないかんと考えたけど、都合がつかなくて行けなかったというようなお声も聞いてますので、ああいった説明会を重ねる中でもうちょっと海のまちプロジェクトへの理解というのが広がってから、また、大型バスの駐車場のニーズというのももう少し可視化されるというか、明確になった段階での整備というふうに進めていくのがいいのではないかと思いますので。

ただ、今回のこの補正予算、上分保育園の通園バスですとか統合に係る駐輪場の整備というのを、精いっぱい予算計上されていてすごく評価できるものと思っておりますが、この観光クラスター整備事業費にはどうしても反対と思いますので、補正予算、反対させていただきます。

○大崎委員長＝分かりました。

ほかに質疑、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、この議案を採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第114号 令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算
(第2号) について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第114号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第114号令和7年度須崎市巡航船事業特別会計補正予算(第2号)についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書28ページ、別冊、令和7年度須崎市補正予算書につきましても、28ページをお願いいたします。

今回の補正予算案につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ160万円を追加し、総額をそれぞれ3,013万3,000円としようとするものでございます。

まず、補正予算書32ページ、歳出から御説明をいたします。第1款巡航船事業費第1項巡航船事業費第1目運航費の説明欄、巡航船運航経費更正160万円につきましては、巡航船第5くろしおの船内にエアコンを整備するために要する経費であります。これまで巡航船の船内にはエアコンの整備をしておりませんでした。近年は夏場の猛暑に伴い、運航中の船内の室温も高くなっておりますことから、乗客や船長の熱中症の心配をする状況となっております。また、本年6月1日から労働安全衛生規則の一部を改正する省令が施行され、事業者に対して、熱中症を防止

するための必要な措置等も義務づけられております。このことから、夏場等における熱中症を防止する対応として、巡航船の船内にエアコンを整備させていただきたく、工事請負費といたしまして160万円を計上しております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝趣旨は十分理解できるが、第5の1隻へ160万円かかるということでしょうか。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝もう1隻の第1のほうもやらせていただきたいと考えておりまして、そちらのほうは当初予算のほうで上げさせていただきたいと思っております。

2隻一緒にしますと、通常の定期便の運航と、あと、貸切り運航なんかもありますんで、整備の工事にある程度の期間を要しますことから、順繰りに1隻を冬場にやっておいて、また、当初の予算で上げさせていただいて、令和8年中にもう1隻の工事をしたいと考えています。

○大崎委員長＝松田委員。

○松田委員＝一般的な皆さん、あの巡航船のスペースやったら、通常の8畳ぐらいのエアコンの動力があつたらええがですけども、船って電源がモーターであるので、この160万円っていうのが何に要るかってすごく不透明の中で、160万円というのは非常に高いと客観的に思うので、エンジン、動力をもう1個増やすのかバッテリーを導入するのか、その辺の裏づけがちょっと説明がないと、これを認めづらい。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝失礼いたしました。工事の中身につきましては、先ほど委員からお話があったように、動力としましては発電機のほうを用意しておかないと、なかなか電力が出ないということですので、できるだけ経費のほうも抑えたいと考えておりまして、エアコンにつきましても埋め込みとかじゃなくて、家庭用のエアコンを入れたいと思っております、ある程度冷える、せっかくつけるのに冷えないともったいないんで、ある程度の容量というのを考えておるところになります。

その動力となる発電機の分の費用とエアコンの費用と工事費用とを合わせると、大体、これぐらいの見積りというものはほぼ出ておりまして、それに基づきまして予算要求をさせていただいております。

○大崎委員長＝ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第119号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更について

- 大崎委員長＝続きまして、市議案第119号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

- 堅田企画情報課長＝市議案第119号高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合同規約の変更について御説明をいたします。

議案書33ページ、34ページでございます。本議案は、地方自治法第286条第1項の規定により、高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務へを変更し、高幡広域市町村圏事務組合同規約を34ページのとおり変更することにつきまして、同法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

現在、須崎斎場につきましては、高幡広域市町村圏事務組合において運営がされておりますが、令和8年4月1日から、須崎市、津野町、土佐市で構成する須崎斎場運営一部事務組合により運営がされることとしております。

このことから、高幡広域市町村圏事務組合同規約第3条に規定する共同処理する事務のうち、須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務につきまして、事務組合の構成団体の協議により共同処理する事務から廃止しようとするものでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

- 大崎委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

のと決しました。

市議案第120号 高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う財産
処分について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第120号高幡広域市町村圏事務組合規約の変更
に伴う財産処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝市議案第120号高幡広域市町村圏事務組合規約の変更に伴う
財産処分についてにつきまして御説明をさせていただきます。

議案書35ページ、市議案第120号別冊、土地及び物品一覧をお願いいたしま
す。

本議案は地方自治法第289条の規定により、高幡広域市町村圏事務組合の規約
の変更に伴う財産処分に関し、関係市町と協議の上定めることにつきまして、同法
第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

先ほど御説明をさせていただきました市議案第119号による高幡広域市町村圏
事務組合規約の変更に伴い、事務組合構成団体の協議により、須崎斎場を須崎斎場
運営一部事務組合へ無償譲渡しようとするものでございます。

まず、1. 財産処分の方法につきましては、構成団体の協議により、無償譲渡し
ようとするものであります。

次に、2. 譲渡する財産であります、(1) 土地及び建物につきましては、まず、
建物につきましては須崎斎場でありまして、延床面積1,696.21平方メート
ルとなっております。また、土地につきましては、総面積が1万4,735.13
平方メートルとなっております、土地の所在の一覧につきましては、別冊の土地
一覧のとおりとなっております。

次に、(2) の物品につきましても、別冊の物品一覧のとおりとなっております。

続きまして、(3) の基金につきましては、令和8年3月31日現在における残高
となっております。

最後に、3. 譲渡する日であります、令和8年4月1日となっております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ありませんかね。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第122号 工事請負契約の変更について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第122号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第122号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書37ページでございます。本議案は、令和6年度朝ヶ丘中学校統合大規模改造工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

本工事につきましましては、昨年9月議会におきまして議決をいただき工事を進めてまいりましたが、廊下の床下地材が劣化している場所や校舎及び屋内運動場に雨漏りをしている箇所が判明しましたので、取替え、改修が必要となり、また新たに整備する図書室の内装改修の一部を変更などにより、当初の契約金額3億9,062万1,000円に2,234万1,000円を増額し、4億1,296万2,000円として契約の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝課長、この2,200万円、契約変更に伴う増額になっちゃうんですけど、この金額に対して他社から見積りを取ったり、屋外の雨漏りしゅうところの修理とか、そういったところの積算について、課長、どんなふうの確認をして、納得をした金額だというふう理解してるのか、ちょっと御説明いただけますか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝この金額につきましては、他社からの見積りを取ったということとはございませんが、設計書とか内容、この必要性がありまして、それで金額はこのぐらい、妥当かなと思っております。

実際、先ほど言いましたように、工事を進めている中で予想してなかったことが発生したということで、床下の地材とか全部はぐってみると、工事をやってみると分からなかったことがあったということで、変更という形になってきました。

○大崎委員長＝松田委員。

○松田委員＝当然、工事やりゆう中で負担増える工事とかがあって、金額が増額されるのがあるんですけど、最近、資材高騰ということで必ず補正でこうやって追加議案が出てきたりしゆうときに、須崎市の庁内で明らかに今の既存の発注した会社からこういったことが出てきたら、で増額増額、それだけで承認する。我々議員も勉強不足だし、知識不足で判断が十分できんずつこの増額を承認していきゆう工事の請負契約が非常に多くなってきちゆう中で、市民から、本当にそれって正しいがかえと言われても答えれん状況が多くなってきていて、今、工事をやってもらいゆう会社とは別に、手間な確認かもしれんけど、ちょっと疑義生じるようなことがあったら、やはり追加予算を求める意味でも、他社から見てもこれは必要な工事だということの確認作業等々は、やっぱり市として説明をしていただかんと、ただ、こういったことが発見されました、はい、認めてくださいでは、なかなかちょっと今、増額増額でほとんどの工事がこんながで、今回のやつも床下の中にそういったことがあったので補強せないかんと、重々分かる。それ、確かかどうか、副市長、その辺、庁内でどんな議論を起こり得るか、副市長にちょっと教えてもらいたい。

○大崎委員長＝副市長。

○梅原副市長＝御指摘のとおり、近年、特に建築の工事のほうがこうした変更というのが非常に多くなっておりまして、こういう工事っていうのは、一度全部外へ発注をかけた上で、民間事業者から出てきたものを須崎市の技術屋が精査をして、自分ちで設計書を作っておりますので、そのこの部分の最初の民間から上がってきた設計の精度というものを、これをいかに見極めるかというところを再度、その技術屋、内の技術屋を含めて、どういう精度を高めていくかというのは議論しなきゃいけないというふうに思ってます。

それと、今回の増額に関しての見積り云々の話でございますけども、基本的には増額が必要になった工事がある場合には、それについてはそれこそ市内の技術者のほうで設計を組んで、最終的には請負更正をかけるわけですので、そもそも最低の価格で落札いただいているので、その分の請負更正に係るので、それほど過大な設計になっているというふうな認識はございませんが、おっしゃられるとおり、それがほかの単価を打ったらどれぐらい、その単価を打つ場合に、本当に見積りが必要かどうかというところについて、ちょっと私、そこを取れてるかどうかわかりません。

りませんので、なお、増額に当たっての単価を設定する場合には、見積りもしっかり取れてるかどうか、そこは確認をさせていただきたい。

○大崎委員長＝松田委員。

○松田委員＝須崎市の場合は、一級建築士等々の技術者が見てるので、そういったことで、他の町村になると、もう県に依頼をしてたりして、そういった確認をしゅう自治体がある中で、須崎市も、今、一級建築士さんがおるとはいえ、タイミング的に事案もたくさん持ちよったりとか、あるいはもうA技術者は退職を迎えられるちゅうこともあったりとかしゅうことも含めたら、須崎市もある程度県にも検証いただくような仕組みづくりを県とも調整をしていくタイミングもあるんじゃないかな。ほんで、県の今の募集の、技術者募集でそれも昨日の県議会の中で50人募集しても十数人しか技術者が採用されてないとかいうことで、県のほうにも課題が出てきちゅうですけど、あるいは費用が要っても、外部の建築調査をかけるとか、そういったことも踏まえて、時々、いつもいつもということではなく、緊急性だったり、早急に工事をこうやって床下で事案が確認されて、補強せないかんということであればでしょうけど、少し右から左へ必ず、今、工事を請け負ってくれちゅうところから出てきたものを、あまりにもそのまま受け止めないかんのかなというのをちょっと慎重に検討、内部でしていただければなというのを思いましたので、反対ではないんですが、今後のこととしてよろしくお願いします。

○大崎委員長＝ほかに質疑ありませんか。

ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第123号 工事請負契約の変更について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第123号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第123号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書38ページでございます。本議案は、令和6年度須崎市立学校給食センタ

一新築工事のうち、建築主体工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、本年1月臨時会におきまして議決をいただき工事を進めてまいりましたが、大型工事車両の進入における仮設道路の追加、駐車場を含む外構等整備に係る軟弱地盤の改良や安全対策として、交通誘導員の配置を追加することなどによりまして、当初の契約金額7億807万円に4,461万6,000円を増額し、7億5,268万6,000円として、また、工期を3月13日まで延長し、契約の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第124号 工事請負契約の変更について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第124号工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第124号工事請負契約の変更についてにつきまして御説明いたします。

議案書39ページでございます。本議案は、令和6年度須崎市立学校給食センター新築工事のうち機械設備工事に係る請負契約を変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

本工事につきましては、本年1月臨時会におきまして議決をいただき工事を進めてまいりましたが、給排水配管の材種変更や空調機の冷媒管に安全遮断弁を追加することなどによりまして、当初の契約金額3億4,114万3,000円に421

万3,000円を増額し、3億4,535万6,000円とし、また、工期を3月13日まで延長し、契約の変更を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝当然、さっきの話と一緒になんですけど、この給食センターの工期がもうぱんぱんなので、我々議会としてもなかなか慎重な対応を、もう言葉を選ばずになんけど、420万円、空調機がかかりましたって、何かもう少しやり取りを、いやいや、計画的にこういう分じゃなかったなというところを説明してもらわんと、はい、増えましたではちょっと。暫時の間、休憩していただいて。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝内容についての確認ということですか。

○松田委員＝そう、空調機の変更内訳。

○森光学校教育課長＝421万円の中身ということですね。

ちょっと休憩させてもらって。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 0時00分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝まず、内容のことなんですけど、給排水配管の材種変更については、配管の継ぎ手手法を変更するために、材種を変更するものでございます。

次に、空調機の冷媒管に安全遮断弁を追加するという事は、日本冷凍空調工業会の安全確保のためのガイドラインの安全対策というのがありまして、それをクリアするためというか、それに基づきまして、冷媒管に安全遮断弁を追加するという

ことの増額です。以上です。

○大崎委員長＝よろしいでしょうか。

松田委員。

○松田委員＝すごく分かりやすい説明ありがとうございます。

○大崎委員長＝ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものに決しました。

市議案第127号 令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）について

○大崎委員長＝続きまして、市議案第127号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

学校教育課長。

○森光学校教育課長＝市議案第127号令和7年度須崎市一般会計補正予算（第8号）についてにつきまして御説明をいたします。

別冊補正予算書5ページを御覧ください。第10款教育費第1項教育総務費第2目事務局費326万2,000円の補正でございます。

説明欄を御覧ください。新しいすさきの学び推進事業費で普通旅費27万2,000円、国際交流協定締結業務委託料299万円でございます。本市では、生きた外国語教育を推進するために、各学校に外国語指導助手ALTを配置しております。ALTの構成としましては、一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラムを通じて招致された方、4名、JETプロジェクトを終えた方、1名、そして、今年度7月から民間事業者を通じて派遣された方、1名の合計6名の体制でございます。

外国語指導助手を任用するに当たりまして、JETプログラムを通じて招致された方の経費は、普通交付税として国からの財源措置があります。そのほかの団体、民間とかから招致された場合は、ある一定の条件より同様に普通交付税の対象となる場合がございます。

この条件は、2つありまして、1つは外国自治体等と国際交流協定等を締結して

いること、そして、その交流相手先自治体があっせん団体と指定している者のあっせんまたは承認を受けて任用しているということでございます。来年度も引き続き、教育変革ビジョン「Make “IT” Fun」において、生きた外国語教育を推進するに当たり、外国語指導助手の増員を検討しているところであり、普通交付税の対象となりましたら、市の財政負担軽減が見込まれることから、条件の一つである外国自治体と国際交流協定を締結しようとするものでございます。協定締結に当たり、現地にて調印式を行うための経費でございます。相手先としましては、フィリピン共和国のセブ州ナガ市でございます。ナガ市はセブ州に位置し、セブ市内から車で約1時間、人口、約13万3,000人、鉱業、セメント産業などの歴史もあり、市内には公立小学校は26校、公立中学校、高校は21校と専門学校、大学もあり、教育分野でも明るい市でございます。

調印式は来年1月9日を予定しております。本市からの参加者は副市長、学校教育課職員など3名で、現在調整中でございます。経費の内訳は、旅費27万2,000円は高知から東京までの旅費、委託料299万円は調印式に係る経費及び東京からナガ市までの渡航に係る経費を委託するものでございます。委託先としましては、先ほど御説明しました条件のうち、交流相手先自治体があっせん団体と指定している株式会社アチーブゴールに委託する予定でございます。

今後は、ALTの派遣だけでなく、様々な教育分野での交流も可能性はあるかと考えております。先にナガ市と交流している自治体もありますので、そちらからも情報収集をしながら、今後、よりよい交流となるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○大崎委員長＝企画情報課長。

○堅田企画情報課長＝続きまして、企画情報課所管分につきまして御説明をさせていただきます。

別冊補正予算書の1ページをお願いいたします。第2条で債務負担行為の補正を定めるものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。新住民情報システム構築運用事業に関しまして、システムの標準化対応に伴い、利用料の契約変更が必要となりましたことから、期間を議決日から令和9年度まで、限度額を1億4,599万2,000円として債務負担行為の追加を行うものであります。

以上、よろしくをお願いいたします。

○大崎委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午後 0時08分 休憩

午後 0時09分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山委員＝学校教育課長にお聞きしますが、このナガ市さんとの協定を結ぶ目的というのは、ALTさんをアチーブゴールから派遣をしてもらう、それが目的でしょうか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝先ほど申しました、来年度も引き続き、外国語の教育を推進するために、ALTの増員を検討しております。増員するに当たりまして、経費も発生するかと思いますが、協定を結ぶことによりまして、普通交付税の対象となることもありますので、財政的な負担の軽減が見込めるということもございます。

○大崎委員長＝杉山委員。

○杉山委員＝アチーブゴールさん、少し検索をしましたら、国内のいろんな自治体がフィリピンのいろんな自治体と協定を結んでいってる。それと、アチーブゴールさんからのALTの派遣というようなことがセットになっているような感じがありまして、非常に多くのALTさんを、アチーブゴールさん、派遣をしているんじゃないかなというふうに思っています。

それで、少し気になるのが、このALTさんの目的というのは国際交流の発展ということだと思うんですけども、アチーブゴールさんから派遣されるALTさんってというのは、国籍がフィリピンの方だけのように検索したところ思ったんですが、そのとおりでしょうか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝株式会社アチーブゴールのほうから派遣される方については、フィリピン国内の方でございます。

○大崎委員長＝杉山さん。

○杉山委員＝そうしましたときに、そのフィリピンというのは特に問題はないんですけども、国際交流の発展というところで、子どもたちが接するALTさんはやっぱり多国籍というか、1つの国に偏らないほうがいいのではないかなと思うんですけども、今後、この協定を結んで、アチーブゴールさんからの派遣に一部頼るといことになりましたら、そういった国籍が偏るといったような部分には、どう。

○大崎委員長＝暫時休憩します。

午後 0時12分 休憩

午後 0時12分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

杉山委員。

○杉山委員＝この協定を結ぶことで、ALTさんの国籍が偏っていくようなことにはなりませんか。

○大崎委員長＝学校教育課長。

○森光学校教育課長＝先ほども申しましたように、今、本市としましては、6人のALTがおります。その中におきましては、JETプログラムから来てる方4名ということです。これにつきましては、アメリカ国籍の方とかもおられますし、いろいろな方がいます。今後、予算もあります、各学校とかいろいろな面で増員も検討しておるんですけど、全員がフィリピンからの外国語の指導助手になるということはないので、ある一定は広くいけるかなと思っております。

○大崎委員長＝ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第22号 須崎市議会のYouTube配信について

○大崎委員長＝続きまして、9月定例会で継続審査になっておりました陳情第22号須崎市議会のYouTube配信についてを議題といたします。

なお、本陳情におきましては、11月14日開催の議会改革調査特別委員会での審議結果は、全会一致で不採択となっております。

委員の皆さんの御意見をお伺いします。

杉山委員。

○杉山委員＝私、議会改革調査特別委員会の結果は不採択ということで、傍聴もさせていただきました。いろいろなやはり切り抜きとか、そういった懸念があるということで、法整備も追いついていない、もっともな御意見もありましたけれども、しかしながら、今のこういったICTが普及していった中で、情報を得る手段というのがインターネットが大きな比重を占めている。特に若い世代は多いと思います。

今、若者の政治離れとか政治不信とかいろいろありますけれども、関心を持っていただくことで、市政に寄せていただける御意見というのは非常に幅広くなると思うので、私はやっぱり市議会について知ってもらうためには、今、もしそういった閲覧数が少ないとかという議論もありましたけれども、たとえ少なかったとしても、欲しい方が見れる場所、インターネット上にそういった市議会の議論がいつでも見られるっていうことで見ていただける方が増えていくのは、すごくいいことだと思います。

なお、今のこの現状でしたら、傍聴に来られるかケーブルテレビで視聴するしかないんですけども、なかなか現役の方というのはお仕事されてるので、傍聴は難しかったり、ケーブルテレビも契約をされてない方も少なくない割合いらっしゃると思いますので、傍聴があり、ケーブルテレビ配信があり、インターネット配信があるっていろいろな媒体で市議会のことを知っていただける、そういったことにはぜひ市議会として取り組んでいきたいと思いますので、いろいろな懸念ありますけれども、多くの自治体がこのネット配信に踏み切っている現状もありますので、やりたいです。

○大崎委員長＝じゃあ、賛成でね。

○杉山委員＝賛成です。

○大崎委員長＝ほかに御意見ありませんか。

山本委員。

○山本委員＝私は反対の立場で意見しますが、そもそもユーチューブというのは再生数に対してお金が入るという仕組みで成り立っておりまして、一定の条件がありますけど、そういった中で視聴数を稼いでいくという行為が、当然システムの中にもありまして、そういった以上、そのまま伝えるという公平なメディアというふうには私は捉えておりません。

そういった中で、数々の切り抜き動画とか短い中で、特定の部分だけを切り抜いて印象を、みんなが真実か真実ではないけど、みんなが聞きたいこととして使われるとか、そういう正しく伝わらないことが極めて多くなってきて、それから、具体的なことは言いませんけど、高知県内でもいろいろな捉え方をされている動画もございまして、一定、インターネットによる時間の制限を受けない視聴というのは、非常に大事なことだと思います。従来のテレビ番組とか、何時からやるというのに自分の生活を合わさないかんというが、合わないライフスタイルの方も増えてきているとは思いますが、このユーチューブっていう媒体に関しては、そういう議会を中継というか、議会を配信するに当たっては不適切な媒体だというふうには私は考えております。以上です。

○大崎委員長＝ほかにありませんか。

松田委員。

○松田委員＝僕も反対の立場で、まず結論から言うと、体制が十分でない中で配信するのは時期尚早だと思います。ユーチューブの配信なりネットでの配信というのは、今後、整備して行って、ちゃんとどこの市町村でも体制ができていくなら、須崎市も当然、取り組んでいかないかんという、開かれた議会という部分では展開はしていかんといかんと思いますが、今の段階では体制が十分でない。理由としてはそのまんま、例えばこの開会、閉会、一般質問、委員会、全部ユーチューブにそのままケーブルテレビさんから情報をもらったものを、そのままユーチューブに議会事務局が預かって責任を持って流しますと行って、じゃあ、それに意見がどんどん出てきたときに、誰が返すのっていうことも議会改革調査特別委員会の中でもやっぱり議論があったように、その体制ができてない中では配信すべきではないと思いますので、反対をしたいと思います。

○大崎委員長＝ほかにないでしょうかね。

今、現段階では、このユーチューブ配信については賛成という意見と、あと、反対という意見が出ておりますが。

暫時の間、休憩します。

午後 0時20分 休憩

午後 0時20分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、この陳情第22号につきまして、挙手による採決をいたします。

本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○大崎委員長＝挙手少数であります。よって、本陳情は、不採択とすべきものと決しました。

以上、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

その他

○大崎委員長＝大分時間も迫ってきましたが、その他の件につきまして、連絡をしたいと思います。

管内視察についてを議題といたします。

まず、管内視察を実施するかどうかをお諮りいたします。

〔「行きましょう」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝暫時の間、休憩します。

午後 0時21分 休憩

午後 0時24分 再開

○大崎委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、管内視察につきましては実施すると。実施場所につきましては、事務局の案、あと、松田委員からも出ました案を基に、日程につきましては正副委員長で調整させていただいて、また後日、2案、3案をつくってみて、皆さんにお諮りしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで当委員会では審議すべき議案は全て終了いたしました。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大崎委員長＝なければ、以上で総務文教委員会を散会いたします。どうもお疲れさまでした。

~~~~~

○午後 0時25分 散会